

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産…定額法

② 無形固定資産…定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。なお、湯川村は退職手当組合に加入しているため、期末自己都合要支給額から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職

一般会計等

員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち湯川村へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、補償を行っているものはありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

墓地事業特別会計

② 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

一般会計等

- | | |
|----------|-------|
| 実質赤字比率 | －％ |
| 連結実質赤字比率 | －％ |
| 実質公債費比率 | 10.9％ |
| 将来負担比率 | －％ |
- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 18,377 千円
- ⑥ 過年度修正等に関する事項
なし

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 減債基金に係る積立不足額
該当ありません。
- ② 基金借入金（繰替運用）
該当ありません。
- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
2,529,658 千円
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。
- | | |
|---------------------------|--------------|
| 標準財政規模 | 1,839,948 千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 294,172 千円 |
| 将来負担額 | 4,001,972 千円 |
| 充当可能基金額 | 1,839,704 千円 |
| 特定財源見込額 | 該当ありません。 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 2,529,658 千円 |
- ⑤ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物は該当ありません。

(3) 資金収支計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 基礎的財政収支 285,448 千円
- ② 既存の決算情報との関連性
地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は墓地事業特別会計の分だけ相違します。
歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	342,230 千円

投資活動収入の国県等補助金収入	3,969 千円
未収債権の増加（減少）	△1,482 千円
減価償却費	△210,649 千円
賞与等引当金（増減額）	1,351 千円
退職手当引当金（増減額）	35,679 千円
徴収不能引当金繰入額	107 千円
資産売却益	95 千円
純資産変動計算書の本年度差額	171,300 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	400,000 千円
一時借入金に係る利子額	395 千円